

加世田常潤高校いじめ防止基本方針

いじめ問題への本校の目標

いじめの防止のための対策は、いじめが全ての生徒等に関係する問題であり、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにし、学校の内外を問わずいじめが行われないうようにする。そのためにも、生命や人権の尊重する心、他者への思いやりを育み、心の教育を図り、心身ともに健康で人間性豊かな人材の育成に努める。

【いじめ防止対策委員会】（本校では学校関係者評価委員会を活用する。）

- 【内容】
- ・年間を通した取組等についての検討
 - ・年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
 - ・いじめ防止に対する緊急対策に関すること。
 - ・いじめ根絶を目指した教育の指針に関すること。
 - ・いじめ防止及び早期解決への取組・対応に関すること。
 - ・その他、関係事案への対応に関すること。

- 【構成】 校長，教頭，4部主任，学科主任，学年主任
P T A会長，同窓会長，近隣中学校長，関係機関
(必要に応じて 養護教諭，学級担任，部活動顧問，スクールカウンセラー)

P T Aとの連携

- 学級P T A，学年P T A，P T A総会の活用

学校の取組

- 未然防止
 - ・ 生徒会，農業クラブ，家庭クラブによるいじめ防止活動
 - ・ 学校行事等を通じての人間関係づくり
- 早期発見
 - ・ 無記名アンケートの実施
 - ・ 個別面談等
- 対応
 - ・ 被害者，加害者への適切なケア及び指導
 - ・ スクールカウンセラーの活用

関係機関との連携

- 警察
 - 児童相談所
 - 関係市町
- 等

県教委との連携

- 指導主事の派遣及び助言
- いじめ問題解決チームの派遣及び助言
- 研修等への講師派遣